

## 第52号議案

尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月1日提出

尾張旭市長 柴田 浩

### 提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市東部市民センター、尾張旭市スカイワードあさひ、尾張旭市渋川福祉センター、尾張旭市新池交流館及び尾張旭市城山コミュニティセンターの使用料を変更するため必要があるからである。

### 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例（平成2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
東部市民センター使用料		東部市民センター使用料	
区分	1時間当たりの使用料（円）	区分	1時間当たりの使用料（円）
講習室	400	講習室	480
会議室	250	会議室	300
特別会議室	250	特別会議室	300
実習室	250	実習室	300
(略)	(略)	(略)	(略)
クッキングルーム	400	クッキングルーム	480
トレーニングルーム	350	トレーニングルーム	420
ふれあいホール	1,150	ふれあいホール	1,380
コミュニティホール	800	コミュニティホール	960
(略)		(略)	

(尾張旭市スカイワードあさひの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 尾張旭市スカイワードあさひの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
スカイワードあさひ使用料		スカイワードあさひ使用料	
区分	1時間当たりの使用料（円）	区分	1時間当たりの使用料（円）
ふれあいホール	950	ふれあいホール	1,140
ギャラリーあさひ	600	ギャラリーあさひ	720
くすのきホール(A)	600	くすのきホール(A)	720
くすのきホール(B)	600	くすのきホール(B)	720
ひまわりホール(A)	600	ひまわりホール(A)	720
ひまわりホール(B)	600	ひまわりホール(B)	720
ステージ	650	ステージ	780
第1展示室	500	第1展示室	600
第2展示室	250	第2展示室	300
会議室	200	会議室	240
(略)		(略)	

（尾張旭市渋川福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 尾張旭市渋川福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前		改 正 後	
別表（第13条関係）		別表（第13条関係）	
渋川福祉センター使用料		渋川福祉センター使用料	
区分	1時間当たりの使用料（円）	区分	1時間当たりの使用料（円）

小会議室	<u>250</u>	小会議室	<u>300</u>
会議室	<u>500</u>	会議室	<u>600</u>
くすのきホール	<u>1,700</u>	くすのきホール	<u>2,040</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
控室	<u>150</u>	控室	<u>180</u>
文化室	<u>300</u>	文化室	<u>360</u>
運動室	<u>700</u>	運動室	<u>840</u>
研修室	<u>750</u>	研修室	<u>900</u>
(略)		(略)	

(尾張旭市新池交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 尾張旭市新池交流館の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

#### 新池交流館使用料

区分		1時間当たりの使用料（円）	
室	研修室	420	
	実習室	480	
	多目的ホール	A (舞台あり)	1,200
		B	1,200
	展示学習室		720
	会議室	1	420
		2	360
		3	360
附属設備	卓球台（1台）	180	

備考 入場料（これに類するものを含む。）を徴収して使用する場合又は営利を目的として使用する場合の室の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。

(尾張旭市城山コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 尾張旭市城山コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改 �正 前	改 正 後
別表（第13条関係） 城山コミュニティセンター使用料	別表（第13条関係） 城山コミュニティセンター使用料
区分 1時間当たりの使用料 (円)	区分 1時間当たりの使用料 (円)
集会室 500	集会室 600

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第1条の規定による改正後の尾張旭市東部市民センターの設置及び管理に関する条例、第2条の規定による改正後の尾張旭市スカイワードあさひの設置及び管理に関する条例、第3条の規定による改正後の尾張旭市渋川福祉センターの設置及び管理に関する条例、第4条の規定による改正後の尾張旭市新池交流館の設置及び管理に関する条例及び第5条の規定による改正後の尾張旭市城山コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下これらを「新条例」という。）の規定による使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。